

令和8年度価格転嫁に係る動画・冊子制作業務 企画提案募集要項

この要項は、令和8年度価格転嫁に係る動画・冊子制作業務の業務委託予定事業者を選定するために実施する企画提案募集について、必要な事項を定める。

1 業務の目的

本事業は、価格交渉や価格転嫁への取組手法に悩む県内中小企業及び小規模事業者が求める基礎的情報を提供するとともに、パートナーシップ構築宣言の認知度向上を図るため、価格交渉の基本的な進め方等の解説動画、パートナーシップ構築宣言の取組を周知する広報動画を制作する。

また、価格転嫁に成功した事業者が直面した課題やその解決方法、活用した支援策などをより多くの中小企業等に周知するため、価格転嫁の好事例をまとめたデジタルパンフレットを制作する。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度価格転嫁に係る動画・冊子制作業務
- (2) 事業主体 静岡県
- (3) 契約者 静岡県知事
- (4) 採用方式 公募での企画提案方式
- (5) 事業内容 別添「令和8年度価格転嫁に係る動画・冊子制作業務企画提案仕様書」のとおり
- (6) 契約期間 契約締結日～令和9年2月26日（金）まで
- (7) 契約価格の限度額 5,000千円（税込） ※消費税及び地方消費税は10%で計算すること

3 応募資格に関する事項

本業務に関する応募者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 直近1年間に於いて国税及び県税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキに該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 応募手続

(1) 企画提案募集要項の交付

応募に関する書類については、次のとおり交付する。

交付期間	令和8年8月28日（金）から令和8年9月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
交付場所	・静岡県経済産業部商工業局商工振興課商工振興班（県庁東館7階） ・県ホームページ上
交付資料	・令和8年度価格転嫁に係る動画・冊子制作業務企画提案募集要項 ・令和8年度価格転嫁に係る動画・冊子制作業務企画提案仕様書

(2) 応募書類の提出

企画提案に参加する者は、以下の書類を期限までに提出すること。

提出期限	令和8年9月11日（金）午後5時まで（必着）
提出方法	持参又は郵送
提出先	静岡県経済産業部商工業局商工振興課商工振興班（県庁東館7階）
提出書類	①令和8年度価格転嫁に係る動画・冊子制作業務企画提案応募申込書（様式1） ②企画提案書（様式2） ③見積書（任意様式） ④企画提案応募に係る誓約書（様式3） ⑤その他企画提案を説明するのに必要な書類 ⑥法人概要（パンフレット等） ⑦直近2期分の決算書
提出部数	7部（うち6部は写し可）
提案件数	1社（団体）につき1件
留意事項	①手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。 ②企画提案に係る一切の経費は応募者の負担とする。 ③見積書には、動画制作・パンフレット制作に係る人工・単価を明記すること。 ④応募書類提出後に辞退する場合は、速やかに「辞退届」（様式任意）を提出すること。 ⑤企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。 ⑥提出された応募書類は返却しない（辞退の場合も同様）。

5 選定方法

(1) 選定委員会による選定

提出された企画提案書は、「令和8年度価格転嫁に係る動画・冊子制作業務企画提案選定委員会」において、(3)の評価基準に基づいて審査し、委託事業者を選定する。審査は、提出された企画提案書及び説明（プレゼンテーション）により行う。

(2) 企画提案書の説明（プレゼンテーション）

企画提案内容について、次のとおり説明（プレゼンテーション）による審査を行う。詳細については別途連絡する。

日 時	令和8年9月18日（金）
場 所	静岡県庁内会議室（静岡市葵区追手町9－6）
そ の 他	・具体的な日時及び1提案当たりの説明時間は別途連絡する。 ・補足資料がある場合は7部用意すること。 ・プロジェクターを使用することも可能である。

(3) 評価基準

	項 目	審 査 基 準	配点	
1	事業の 実行力 ・ 事業成果	①事業を実施するに当たり十分な体制、経営基盤を有しているか。	5	
		②事業成果が高く期待できるものとなっているか。	5	
		③事業実施スケジュールは妥当か。	5	
		④類似事業に関して実績があるか。	5	
2	提案内容	(1) 事業者向け動画について		
		①価格交渉の基礎知識がない者が見ても、価格交渉の基本的な進め方等について、理解を深めることができる構成・内容となっているか。	5	
		②中小企業診断士等の専門家や支援機関が活用しやすいような工夫がされているか。	5	
		(2) 県民向けショートムービーについて		
		①視聴者がパートナーシップ構築宣言の取組について、興味を惹かれるような構成・内容となっているか。	5	
		②多くの県民が視聴することができるような広報方法を提案できているか。	5	
		(3) デジタルパンフレットについて		
		①価格転嫁に成功した事業者が直面した課題や課題の解決方法等が、具体的に説明されたものとなっているか。	5	
	②好事例の選定方法、選定の意図が明確であるか。	5		
3	経 費 見 積 り の 妥 当 性 及 び 費 用 対 効 果	①事業内容に見合った経費見積りとなっているか。	5	
		②事業費の積算は適切か。	5	
合 計			60	

6 事前審査

企画提案希望者が多数（５者以上）となった場合には、提出された企画提案書に基づいて事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者（４者）を選定する。

その場合、事前審査の結果は、令和８年９月15日（火）正午までに電子メールにて通知する。

7 受託者の選定及び選定結果の発表

(1) 審査の結果、契約価格の限度額の範囲内で、最も優秀な企画提案書を提出した応募者を委託予定事業者として選定する。

(2) 選定結果は次のとおり発表する。

日 時	令和８年９月25日（金）
方 法	すべての応募者に文書により通知する。
そ の 他	委託予定事業者については、事業者名、代表者名、住所等を県のホームページにおいて公表する。

8 契約についての留意点

企画提案し選定された事業の内容・規模等については、委託予定事業者と静岡県商工振興課の間で事前に協議の上決定し、契約仕様書案等を作成する。ただし、双方で調整の上、契約内容を修正・変更する場合がある。その後、見積りを徴し随意契約を行う。

9 質問及び回答

本業務に関する質問については、原則として「質問書」（様式４）の提出により行うものとする。

(1) 提出先等

ア 提出期限等 令和８年９月11日（金）正午

イ 提 出 先 静岡県経済産業部商工業局商工振興課

ウ 提 出 方 法 電子メール（送信後、電話にて受信確認を行うこと）

(2) 回答

静岡県商工振興課ホームページへの掲載により回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

10 応募書類提出先 及び 問い合わせ先

静岡県経済産業部商工業局商工振興課商工振興班

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9－6

電話：054-221-2512

（土・日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時まで）

電子メール：ssr@pref.shizuoka.lg.jp